高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金審査要領

令和６年４月１日制定

（目的）

第１条　この要領は、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金(以下「助成金」という。）の交付の公平性及び透明性を図るため、助成の決定に係る審査等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

（審査機関）

第２条　審査は交付要綱第６条に規定する高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

（審査項目及び評価基準）

第３条　審査項目は別表第１に定めるとおりとする。

２　審査項目に対する評価点は、１点から４点の４段階とする。

（審査手順）

第４条　高槻市都市交流協会事務局は、審査委員会開催に先立ち、定められた期日までに提出された申請書類の記載内容(対象者、対象事業、算出根拠人数等)について交付要綱に基づき確認を行うものとする。

２　審査委員会において、委員は申請書類の精査を行い、申請事業ごとに審査表（様式第１号）に評価点を記載するものとする。

３　審査委員会において、審査集計表（様式第２号）により各委員の評価点を集計し、審査委員会全体として助成の適否について判定を行うものとする。ただし、委員が申請団体や申請事業の関係者等である場合、その委員の評価点は算入せず、その委員の評価点分として、その他の委員の評価点を平均したものを加算して調整を行うものとする。

（助成金の交付決定）

第５条　助成金の交付決定の基準は、各委員の評価点を集計し、合計した値が満点（出席委員数による）の５割を超えることとする。

２　前項の基準を満たした申請事業に対する助成金の合計額が予算の範囲を超える場合は、評価点の高い順から助成の認定を行うものとする。ただし、同点の場合等は審査委員会で協議したうえで理事長へ意見書を提出することが出来る。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１０日から施行する。

別表第１（第３条関係）

項目	内容
①　交流	・姉妹都市において、参加者と現地の市民が交流する機会があるか。 ・参加者の積極性、自主性を尊重する事業であるかどうか。
②　公益性	・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業ではないか。 ・不特定多数を対象としている、もしくは、事業実施による地域的、継続的な波及効果が見込めるか。 ・政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした事業ではないか。
③　具体性及び費用の妥当性	・事業の実現に向けた具体的かつ計画性を有した内容であるか。 ・事業を確実に実施できるための体制が十分なものになっているか。 ・経費の積算が適当であるか。 ・期待される効果に対して費用が妥当であるか。 ・事業に要する経費に対し、団体の負担が適切であるか。
④　発展性及び継続性	・団体活動の中での本事業の位置づけが明確で、今後の活動がより発展するための十分な効果が期待できるか。 ・継続的で自主的な活動が今後見込まれるか。